

このリーフレットは、児童の安全を図るため、もしものときの対応を載せたものです。いつでも見られるところに置いてください。



西尾市立矢田小学校

緊急対応リーフレット



日ごろから
「もしも」にそなえた
心がけ

令和7年4月 改訂

自然災害時等の児童のお迎えについて

- 1 自然災害時等においては、車でのお迎えはできません。
徒歩または自転車でお迎えに来てください。
- 2 引き取りにおいて、在校児童に兄弟姉妹がいる場合は、必ず上学年の児童からお迎えをお願いします。
- 3 連絡した時間にお迎えに来られない場合は、必ず学校へ連絡を入れてください。

☎ (矢田小学校 0563-59-6162 緊急携帯 080-1576-9428)

緊急連絡先一覧



〔学 校〕

○矢田小学校 0563-59-6162 緊急携帯 080-1576-9428

〔病 院：学校医等〕

○西尾市民病院 0563-56-3171

○内 科 山本クリニック 0563-58-0311 とみやまこどもクリニック 0563-59-9222

○眼 科 水谷眼科 0563-54-2222

○歯 科 かにえ歯科 0563-55-7171 浅岡歯科 0563-54-3560

○耳鼻科 加藤耳鼻咽喉科医院 0563-56-3309

〔警察・消防関係〕 〔緊急〕 警察署110 消防署119

○西尾警察署 0563-57-0110 ○西尾消防署西分署 0563-59-6419

登下校中に交通事故にあった場合



- 1 学校に事故の連絡が入った場合、家庭に連絡しますので、次のような対応をお願いします。
 - ・児童が事故現場にいる場合 → 場所を連絡しますので現場へ向かってください。
 - ・救急車で搬送された場合 → 搬送先の病院を連絡しますので向かってください。
- 2 事故状況、病院での診断結果、学校生活で配慮すべきことを学校へお知らせください。

病気やけがで、病院での受診が必要な場合



- 1 保健室で応急処置をします。
- 2 家庭に連絡しますので、学校へお迎えに来てください。
 - *すぐのお迎えが無理な場合は、学校から病院へ連れて行きますので、病院で合流してください。かかりつけの病院など、ご希望がある場合はお伝えください。
 - *保険証またはマイナンバーカードと子ども医療費受給者証をご持参ください。
 - *合流したところで、症状や状況を説明します。
- 3 診察後、診断結果と学校生活で配慮すべきことを、学校へお知らせください。

出席停止についての対応



児童が医師から以下の病名の診断を受けた場合、児童は「出席停止」扱いとなります。学校への提出書類は不要ですが、必ず学校へ連絡をお願いします。なお、登校については、医師の指示に従ってください。

病 名	出席停止期間の基準
インフルエンザ	発症した後（発症の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまでまたは5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風 疹	発しんが消失するまで
水 痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後2日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後（発症の翌日または無症状の場合は検体を採取した日の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ症状が軽快※した後1日を経過するまで ※解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が回復傾向にあること
結 核	医師により感染のおそれがないと認められるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで
《その他の感染症》 手足口病、溶連菌感染症、 マイコプラズマ感染症など	医師により感染のおそれがないと認められるまで

地震 に関わる対応

おお じしん しんど じゃく いじょう はっせい

◆ 大地震（震度5弱以上）発生

はつれいちいき 発令地域

にし お し 西尾市



	基準となる児童の状況	対 応 等
1	在宅中（家にいる）	臨時休校（登校しない） メール等で連絡があるまで、登校しない。
2		校区内に警戒レベル4（避難指示）以上の区域がある場合、 臨時休校（登校しない） メール等で連絡があるまで、登校しない。
3	登校中	帰宅するのか、学校へ行くのかなど、状況判断して行動する。
4	在校中（学校にいる）	全校児童は運動場等へ避難する。 保護者の迎えを待つ。※保護者に児童引き取りの依頼をする。
5	下校中	帰宅するのか、学校へ戻るのかなど、状況判断して行動する。

※震度4以下の地震の場合、学校は臨時休校とはなりません。

ただし、通学路等の危険箇所があるときには、無理に登校せず、見合わせてください。その場合、すみやかに学校に連絡してください。

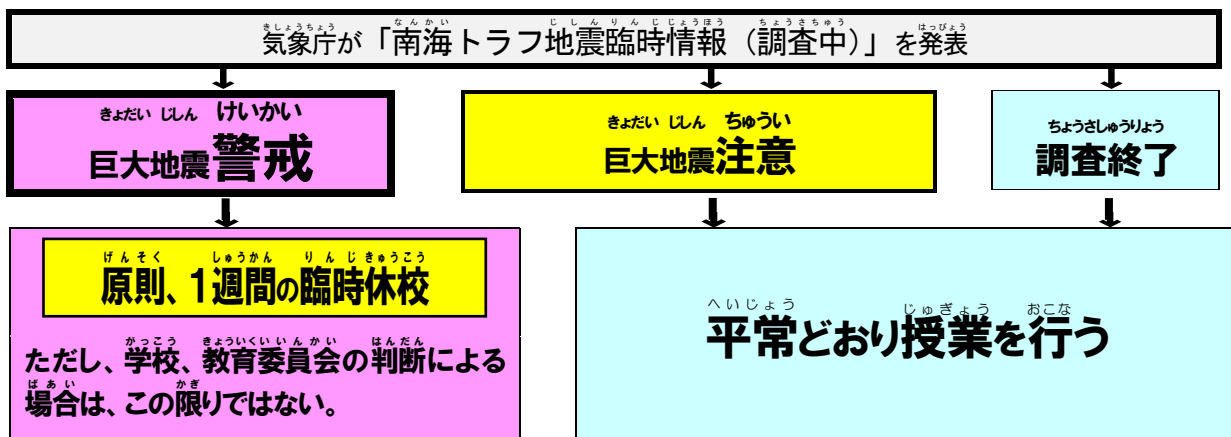
※震度4以下の地震の場合でも、大きな被害があった場合や校区内で警戒レベル4（避難指示）以上の区域が含まれる場合は、臨時休業となることがあります。

なんかい じしん りんじ じょうほう きょだい じしん けいかい はっぴょう

◆ 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表

はつれいちいき 発令地域

にし お し 西尾市



	基準となる児童の状況	対 応 等
6	在宅中（家にいる）	臨時休校（登校しない） メール等で連絡があるまで、登校しない。
7	登校中	帰宅するのか、学校へ行くのかなど、状況判断して行動する。
8	在校中（学校にいる）	全校児童は運動場等へ避難する。 保護者の迎えを待つ。※保護者に児童引き取りの依頼をする。
9	下校中	※教職員が通学路上の児童のいる地点に出向き、安全確保しながら誘導する。

暴風 および **特別警報** に関わる対応



暴風警報 (暴風雪警報も同じ) **発令地域** **西尾市**

登校前(とうこうまえ)

	基準となる時間等	対 応 等
10	午前6時より前に解除された	⇒ 平常どおり8時10分より授業を開始。
11	午前6時に解除されていない	⇒ 臨時休校 (登校しない)
12	校区内に警戒レベル4 (避難指示) 以上	⇒ 臨時休校 (登校しない)

10の場合でも、通学路等に危険箇所がある時には、無理せず、登校を見合わせてください。
 家庭の判断で登校を見合わせる場合は、学校に連絡をしてください。

登校後(とうこうご)

	基 準	対 応 等
13	警報が発表された	授業を中止し、帰宅準備をして待つ。
14	校区内に警戒レベル4 (避難指示) 以上	※安全に下校させることができると判断したとき、 緊急集団下校 (学年下校) をさせる。

特別警報 **発令地域** **西尾市**

登校前(とうこうまえ)

	基準となる時間等	対 応 等
15	午前6時より前に解除された	⇒ メール等で連絡があるまで、登校しない。
16	午前6時に解除されていない	⇒ 臨時休校 (登校しない)
17	校区内に警戒レベル4 (避難指示) 以上	⇒ 臨時休校 (登校しない)

登校後(とうこうご)

	基 準	対 応 等
18	警報が発表された	※安全に下校させることができると判断したとき、
19	校区内に警戒レベル4 (避難指示) 以上	緊急集団下校 (学年下校) をさせる。

いずれの場合も、災害の状況及び気象・通学路の状況等に係る情報を
 確認の上、安全に登下校させうると判断できるまでは、登下校させない。
 登下校や保護者による引き取りの判断についての情報は、メール等で連絡します。
 ただし、災害被害や通信状況によっては、メールでの連絡ができない場合がありますので、ご了承ください。